

石川県スキー連盟 規約

第1章 名 称

(名 称)

第1条 本連盟は、石川県スキー連盟と称し、英文名ではSki Association of Ishikawa (略称 S A I) という。

第2章 事 務 所

(事務所)

第2条 本連盟は事務所を石川県白山市殿町46番地 白山市労働会館内におく。

第3章 目 的

(目 的)

第3条 本連盟は、石川県におけるスキー及びスノースポーツ（以下「スキー」という）の団体を統合し、スキー競技の促進とスキーの研究指導とスキーの普及、振興をはかり、もって県民のスポーツ文化の進展および心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4章 事 業

(事 業)

第4条 本連盟は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公益財団法人石川県スポーツ協会および公益財団法人全日本スキー連盟（以下「S A J」という）に県スキー界を代表して加盟
- (2) 所属団体に所属する会員のS A Jへの会員登録、競技者登録、資格登録
- (3) 所属団体の強化発展と相互の連絡融和
- (4) スキー競技選手の育成強化とスキー指導者の養成
- (5) 各種スキー競技会の開催および後援
- (6) 各種公認スキー競技会等に対する本県代表者の選考及び派遣
- (7) スキー学校のS A Jへの公認申請と認定・指導
- (8) スキー普及のための各種講習会、検定会の開催およびスキー学校の開設
- (9) スキー障害の防止及び安全対策を樹立し、スキーヤーの安全を図る
- (10) スキー施設の充実、普及
- (11) スキーに関するあらゆる調査、研究
- (12) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第5章 所属団体

(構 成)

第5条 本連盟は、第3条の目的および第4条の事業に賛同する、県内のスキー団体、高等学校体育連盟、中学校体育連盟及びジュニアスキークラブをもって組織する。

(加盟、脱退、除名)

第6条 スキー団体の加盟、脱退または除名は評議委員会の決議による。但し、所属については理事会が仮承認することができる。

(所属の方法)

第7条 本連盟に新たに所属しようとする団体は、申込書（団体名、役員および会員名を記載）に規約等を添付し、規定の新規加盟金（ただし、大学または短期大学は免除）を添えて会長あてに申し込み、評議委員会の承認を得るものとする。

(負担金、登録)

第8条 所属団体は、毎年指定期日までに加盟団体負担金を納入しなければならない。

2 所属団体の会員は、S A Jの会員登録をするものとする。同時に所属団体は所属会員の会員登録、競技者登録（S A J、F I S、S A I）、資格登録等を取りまとめ本連盟の承認を受けるとともに、登録料を納入しなければならない。

3 所属団体の会員で公認資格を受験する者は、本連盟を通じS A Jに登録をしなければならない。

4 所属団体は、所属団体負担金の納入を怠った場合には本連盟を脱会したものとみなす。

(所属団体の権利)

第9条 所属団体は代表（評議員）をもって評議委員会に参加するものとする。

2 所属団体は本連盟主催又は後援の各種行事にその所属会員を参加させるものとする。

(所属団体の義務)

第 10 条 所属団体とその所属会員は本規約並びに諸規定及び評議員会の決定に従わなければならない。

2 所属団体は本連盟主催又は後援の各種行事にその所属会員を参加させるものとする。

第 11 条 所属団体は本連盟に対し、次の報告義務をおこなうものとする。

(1) 評議員の氏名、住所に変更のあった場合は、直ちに報告するものとする。

(2) 名称、規約(変更があった場合)、代表者、連絡者(氏名、現住所)、事務所所在地及び電話番号、事務担当者氏名については毎年 7 月末日までに報告するものとする。

第 6 章 協賛会員

(協賛会員)

第 12 条 本連盟の目的に賛同し、事業遂行に協力するものを協賛会員として、会長が委嘱する。

2 協賛会員は、毎年事業開始前に募集し協賛会員会費を納めるものとする。

第 7 章 会 計

(収 入)

第 13 条 本連盟の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 新規加盟金および所属団体負担金

(2) 登録料

(3) 事業に伴う収入

(4) 協賛会員会費

(5) 県または公共団体等から交付され補助金

(6) 寄付金

(7) その他の収入

第 14 条 新規加盟金、加盟団体負担金、登録料および維持会費の金額は、評議員会において決定する。

第 15 条 本連盟の資産は会長が管理し、事業遂行に要する費用は前条の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 16 条 本連盟の会計年度は、8 月 1 日から始まり、翌年 7 月 31 日に終わる。

(予 算)

第 17 条 本連盟の事業計画に伴う収支の予算は理事会が編成して評議員会の決議を得ることを要する。

(決 算)

第 18 条 本連盟の収支決算は監事の監査を経て、評議員会に報告し、その承認を得ることを要する。

(余剰金)

第 19 条 会計年度の終わりにおいて余剰金があるときは、これを積立金および翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第 20 条 本連盟は評議員会の決議により、特別会計を設けることができる。

第 8 章 役 員

(役 員)

第 21 条 本連盟は次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
評 議 員	各所属団体より 1 名
理 事 長	1 名
副理事長	若干名
常務理事	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

(役員の選任)

第 22 条 会長及び副会長は、評議員会において選任する。また会長推薦の副会長を置くことができる。

第 23 条 評議員は、所属団体各 1 名とする。

2 所属団体は、本連盟登録会員中から 1 名の評議員を推挙し、会長がこれを委嘱する。ただし、高体連及び中体連の評議員は、本連盟登録会員でなくてもよい。

3 会長、副会長、理事は評議員を兼ねることはできない。評議員がこれらの役員に選出されたときはその所属団体は別に 1 名の評議員を選出するものとする。

第 24 条 理事は、所属団体所属会員の中より地域ブロック、専門部会及び高体連・中体連および会長の推薦により選出し評議員会の承認を得て定める。

- 第25条 理事長、副理事長、常務理事は、理事会において理事の互選とする。
- 第26条 監事は、所属団体所属会員の中より会長が推薦し評議員会の承認を得て定める。
(役員の職務)
- 第27条 会長は、本連盟を代表して会務を総理する。副会長は、会長を補佐し会長の事故及び欠けたる場合はこれを代行する。
- 第28条 評議員は、一個の議決権を有する。
2 評議員は評議員会を構成し、別に定める重要事項を審議議決する。
- 第29条 理事は、評議員会の決議に従い会務を処理する。
- 第30条 理事長は、理事会の決するところに従い会務を執行する。また理事長は事務局を統括する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。緊急を要する事項で理事会に諮る時間のないときは、理事長は常務理事に諮り、これを執行することができる。但し、この場合は次の理事会でその承認を得るものとする。
- 第31条 常務理事は、理事長を補佐し常務を執行する。
- 第32条 監事は、会計及び業務を監査する。
(役員の任期)
- 第33条 役員の任期は2年とし、春季の評議員会において改選する。但し再選を妨げない。
2 役員に欠員が生じた場合は、第21条より第25条までの規約に従って夫々選出することができる。但し、評議員会の議決を要する補欠役員については、理事会において仮承認することができる。この場合は次の評議員会でその承認を得るものとする。
3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は、他の役員の残任期間と同様とする。
4 役員は任期満了しても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
(名誉会長、顧問、アドバイザー、参与、会賓)
- 第34条 本連盟に、名誉会長、顧問、アドバイザー、参与及び会賓を若干名置くことができる。
2 1項の者の選任は、理事会で推薦し会長が委嘱するものとし、評議員会で報告するものとする。また、その任期は定めず、該当の職務が終了するまでとし、その時は理事会で承認を得るものとする。
3 名誉会長は、本連盟の会長であった者で、重要事項について会長に意見を述べることができる。
4 顧問は、本連盟に特別功労があった者で、会長の諮問詰問に応ずる。
5 アドバイザーは、本連盟の役員を2期以上努める本連盟に功労のあった者で、評議員会等に出席し意見を述べるすることができる。
6 参与は、本連盟の活動に多大なる支援のあった者とする。
7 会賓は、本連盟の役員を2期以上努めるか本連盟に功労のあった者とする。
ただし、本連盟の役員および専門部会の部員は会賓を兼ねることはできない。

第9章 系統団体役員

(役員)

- 第35条 本連盟の系列団体へ次の派遣役員を置くことができる。
- | | |
|-----------------------|-----|
| 全日本スキー連盟評議員 | 1 名 |
| S A J 東海北陸ブロック評議員 | 2 名 |
| S A J 東海北陸ブロック専門部委員 | 若干名 |
| 中部日本スキー大会組織委員 | 2 名 |
| 石川県スポーツ協会 理事、評議員、県体委員 | 各1名 |
- 2 前項役員は理事会において役員の中から推挙され、夫々系列団体会議への代表並びに役員となる。

第10章 会 議

(評議員会)

- 第36条 評議員会は本連盟の最高決議機関である。
- 第37条 評議員会は次の事項を審議決定する。
- (1) 本規約の、変更又は廃止に関すること
 - (2) 役員の推挙並びに選出に関すること
 - (3) 予算並びに決算に関すること
 - (4) 所属団体に関すること
 - (5) 事業報告と事業計画に関すること
 - (6) その他決議を要する重要な事項
- 第38条 評議員会は、会長が年2回招集する

2 会長が必要と認めたとき、または評議員総数の半数以上から請求のあったとき、会長は臨時にこれを招集しなければならない。

3 評議員会を何らかの事情により招集できない場合は、評議員会の構成者の了解のうえ、会長の判断により書面による議決を諮ることができる。

第39条 評議員会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常務理事・各専門部会本部長及び評議員で構成し、会長または会長の指名した者が議長となる。

2 会長は必要と認めた理事及び役員の出席を要請することができる。

第40条 評議員会は、評議員総数の3分の2以上（委任状を含む）の出席を持って成立する。但し、同一議事に関し再度招集した場合はこの限りではない。

2 評議員会に出席できない評議員は、その所属団体会員に委任し議決権を行使することができる。

第41条 評議員会は、出席評議員の過半数の同意をもって決定する。可否同数のときは議長がこれを決める。

第42条 評議員会を招集するときは、少なくとも2週間前に日時、場所、議案を明記した招集状（電子媒体によることも可）に、よらなければならない。但し、会長が緊急の必要があると認めて臨時に招集するときはこの限りでない。

2 評議員会に出席する評議員の旅費は、その所属する所属団体の負担とする。

第43条 評議員は評議員会に提案する事項を、毎年7月末までに、その議案並びに内容を会長宛に提出しなければならない。但し、会長が緊急の必要があると認めた事項はこの限りでない。

第44条 理事、監事、アドバイザー及び各委員会の委員長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

（理事会）

第45条 理事会は本連盟の執行機関である。

第46条 理事会は、次の会務を審議、執行する。

- (1) 事業執行に必要な事項に関すること
- (2) 評議員会に提案する事項に関すること
- (3) 評議員会の決定事項の執行
- (4) 諸規程の設定、変更又は廃止に関すること
- (5) 規約、諸規程、その他すべての決定事項の周知徹底
- (6) 新所属団体の仮承認に関する事務処理と登録事務
- (7) 会議準備、特に協議事項の処理と議案作成
- (8) 専門部会部員の選出・委嘱とその調査研究事項
- (9) その他議決を要する事項

第47条 理事会は、年2回会長が招集する。また、必要に応じ臨時理事会を会長が招集することができる。但し、理事3分の1以上により会議の目的を示し請求があったときは、直ちにこれを招集しなければならない。

2 理事会を何らかの事情により招集できない場合は、理事会の構成者の了解のうえ、会長の判断により書面による議決を諮ることができる。

第48条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、理事長は議長となる。

第49条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。但し、同一議事に関し再度招集し場合はこの限りでない。

第50条 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって決する。また、可否同数のときは議長がこれを決める。

第51条 理事会の招集は、少なくとも1週間前に日時、場所、議案を明記した招集状（電子媒体によることも可）によらなければならない。

第52条 理事会に監事、アドバイザーの出席を要請することができる。

（常務理事会）

第53条 常務理事会は、常时会務を処理するとともに次の業務を行う。

- (1) 本連盟の運営に関すること
- (2) スポーツ庁が制定した一般スポーツ団体向けガバナンスコードに関すること
- (3) その他協議を要する事項

第54条 常務理事会は、理事長が随時これを招集する。

2 常務理事会を何らかの事情により招集できない場合は、常務理事会の構成者の了解のうえ、会長の判断により書面による議決を諮ることができる。

第55条 常務理事会は、会長、副会長及び理事長、副理事長、常務理事をもって構成し理事長は議長となる。

第56条 常務理事会の議事は、出席常任理事の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決める。

第 57 条 常務理事会に監事、アドバイザーの出席を要請することができる。

第 11 章 専門部会、特別委員会及び事務局

(専門部会)

第 58 条 本連盟の事業遂行のため、理事会内の部門別執行機関として、専門部会を置く。

第 59 条 専門部会の部会長は理事長が務め、副部会長を若干名置くものとする。

第 60 条 専門部会として、総務本部、競技本部、教育本部、安全対策本部 (以下「各本部」という) を設ける。

2 各本部には、業務内容に応じ部を置き、部には必要に応じ委員会を設けることができる。

第 61 条 各本部には、専門部門を統括する本部長を置く。本部長は、理事の中から選出し常任理事となる。但し、会長が認める場合、必要に応じ登録会員内より本部長を置くことができる。

2 各専門部の部長及び委員の資格は、本連盟理事及び S A J 公認資格者を優先して、必要に応じ登録会員中より理事会にて選出する。

第 62 条 各専門本部の組織及びその任務については、別に定める規程による。

(特別委員会)

第 63 条 本連盟は、事業遂行・組織強化を図るうえで、特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会の設置、解散については、評議員会の承認を得て定める。

(事務局)

第 64 条 本連盟の事務を処理するために、事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

第 12 章 補 則

(内 規)

第 65 条 本規約に関する内規については、別にこれを定める。

附 則

本規約は、昭和 36 年 11 月 24 日から実施する。

昭和 47 年 11 月 1 日 一部改正

昭和 49 年 11 月 10 日 //

昭和 51 年 11 月 11 日 //

昭和 52 年 11 月 12 日 //

昭和 53 年 5 月 28 日 //

昭和 55 年 10 月 11 日 //

昭和 57 年 6 月 12 日 //

昭和 57 年 10 月 23 日 //

昭和 61 年 5 月 24 日 //

昭和 63 年 5 月 24 日 //

平成 2 年 10 月 13 日 //

平成 5 年 5 月 29 日 //

平成 12 年 10 月 28 日 //

平成 13 年 10 月 27 日 //

平成 19 年 10 月 20 日 //

平成 21 年 10 月 24 日 //

平成 23 年 10 月 29 日 //

平成 28 年 6 月 25 日 //

令和 2 年 10 月 24 日 全面改正

令和 3 年 5 月 23 日 一部改正

令和 4 年 10 月 30 日 //

令和 5 年 11 月 3 日 //

令和 8 年 6 月 28 日 //